

審議会の会議の公開等に関する指針

平成20年2月 5日制定

平成21年2月26日改正

平成28年4月 1日改正

令和2年4月 1日改正

(目的)

第1条 この指針は、附属機関等設置運営要綱（平成3年2月26日施行）第2条第1号に規定する附属機関（以下「審議会」という。）が県の各種施策の企画立案又は行政執行の過程において重要な役割を果たしていることにかんがみ、審議会の会議の公開並びに会議結果、会議資料及び会議録等の公表に関し必要な事項を定め、審議会の審議の状況を明らかにし、もって県民参画の開かれた県政を一層推進することを目的とする。

(会議の公開)

第2条 審議会の会議は、法令等の規定により会議が非公開とされているときを除き、公開するものとする。

(会議の非公開の決定)

第3条 審議会は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- 一 山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号。以下「情報公開条例」という。）第8条各号に該当する事項について調停、審査、審議又は調査を行うとき。
- 二 当該会議を公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとき。

2 審議会は、会議を公開しないときは、その理由を明らかにするものとする。

(会議の公開の方法等)

第4条 審議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることによりこれを行う。

2 審議会は、公開する会議において、傍聴を認める者の定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。この場合において、報道機関の関係者の席は、別に設けるものとする。

3 審議会は、公開する会議を傍聴する者に対し会議資料を提供するよう努めるものとし、提供できないときは審議事項がわかる資料を提供するものとする。

4 審議会は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続及び遵守事項を記載した傍聴要領を定め、審議会の長は、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めるものとする。

5 審議会は、報道機関の取材活動について、可能な限り配慮するものとする。

(会議開催の周知)

第5条 審議会の事務を所掌する課室（以下「所掌課室」という。）の長（以下「所掌課室長」という。）は、当該会議開催の1週間前までに、次に掲げる事項を周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、会議開催を決定した後直ちに周知するものとする。

- 一 開催日時
- 二 開催場所
- 三 議題
- 四 公開又は非公開（一部非公開を含む。）の別及び非公開のときにあってはその理由
- 五 傍聴の席数
- 六 傍聴手続
- 七 問い合わせ先

2 前項の規定は、審議会が個人又は法人その他の団体の権利利益を保護するため会議開催を周知しないことが必要であると認めるときは、これを適用しない。この場合において、所掌課室長は、会議開催後1週間以内に、その理由を明らかにするものとする。

（会議結果等の公表）

第6条 審議会は、会議開催後1週間以内に、会議結果（会議を公開したときにあっては、会議結果及び会議資料）を公表するものとする。ただし、やむを得ない事由により当該期間内に公表することができないときは、当該事由が終了した後速やかにこれを公表するものとする。

2 審議会は、会議開催後30日以内に、公開した会議の会議録を公表するものとする。ただし、やむを得ない事由により当該期間内に公表することができないときは、当該事由が終了した後速やかにこれを公表するものとする。

3 審議会は、会議を非公開としたときであっても、当該会議に係る会議資料又は会議録の公表に努めるものとする。

4 会議資料又は会議録の公表に当たっては、山梨県個人情報保護条例（平成17年山梨県条例第15号）の諸規定を遵守するとともに、情報公開条例第8条各号に規定する不開示情報に該当する情報の取扱いに十分注意するものとする。

（審議会の基本情報の公表）

第7条 所掌課室長は、毎年4月1日現在における当該担当する審議会（以下第9条において「担当審議会」という。）に関する次に掲げる事項について、4月15日（この日が山梨県の休日定める条例（平成元年山梨県条例第6号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）に当たるときは、県の休日の翌日）までにこれを公表するものとする。ただし、第7号に掲げる事項のうち委員の職業（役職名を含む。）及び氏名は、公にすることより、委員の私生活上の平穩を害するおそれがあると認められるときにあっては、これを公表しないものとすることができ、公にすることより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるときにあっては、事後すみやかにこれを公表するものとするができる。

- 一 名称
- 二 設置根拠
- 三 設置年月日
- 四 所掌事項
- 五 委員数
- 六 委員公募制の採用又は不採用の別
- 七 委員の職業（役職名を含む。）、氏名及び任期

八 所掌課室の名称及び電話番号等

- 2 所掌課室長は、前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに変更後の事項を公表するものとする。
- 3 山梨県行政組織規則（昭和43年山梨県規則第12号）第7条第4項の規定において附属機関に関することを分掌することとされている課の長は、行政経営管理課長に対し、4月25日（この日が県の休日に当たるときは、県の休日の翌日）までに毎年4月1日現在におけるすべての審議会の名称及びその所掌課室を記載した一覧表を提出するものとする。
- 4 行政経営管理課長は、前項に規定する一覧表をもとに「審議会一覧」を作成し、4月30日（この日が県の休日に当たるときは、県の休日の翌日）までにこれを公表するものとする。
- 5 審議会が年度途中で新たに設置されたときは、第1項、第3項及び第4項の規定の例によるものとする。

（周知又は公表の方法等）

第8条 第5条第1項の規定に基づく周知又は第6条第1項から第3項までの規定若しくは前条第1項、第2項若しくは第4項の規定に基づく公表は、山梨県ホームページ（以下「県ホームページ」という。）への掲載によりこれを行う。ただし、第6条第1項に規定する会議資料のうち県ホームページに掲載することが困難なものの公表は、所掌課室長が適当であると認める方法により行うことができる。

- 2 県ホームページへの掲載期間は、1年とする。ただし、所掌課室長が、この期間を延長し、又は短縮することに合理的な理由があると認めるときは、この限りでない。

（審議会開催状況確認票の提出）

第9条 所掌課室長は、行政経営管理課長に対し、4月15日（この日が県の休日に当たるときは、県の休日の翌日）までに前年度における担当審議会の開催状況等を記載した審議会開催状況確認票を提出するものとする。

（委任）

第10条 この指針の運用に当たって必要な事項は、行政経営管理課長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この指針は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第5条、第7条第1項、第3項及び第4項第8条並びに第10条の規定 この指針の制定の日

二 第9条の規定 平成21年4月1日

（経過措置）

- 2 この指針の制定の日から平成20年3月31日までの間における第7条第1項、第3項及び第4項の規定の適用については、同条第1項の規定中「4月15日」とあるのは、「平成20年3月25日」とし、同条第3項の規定中「4月25日（この日が県の休日に当たるときは、県の休日の翌日）までに毎年4月1日現在におけるすべての審議会等

の名称及びその所掌課室を記載した一覧表」とあるのは、「平成20年3月24日まで
にすべての審議会等の名称及びその所掌課室を記載した最新の一覧表」とし、同条第4
項の規定中「4月30日」とあるのは、「平成20年3月25日」とする。

3 この指針の施行前にされていた情報公開の総合的な推進に関する要綱（平成12年3月
17日制定）第3条第1項の規定による会議非公開の決定は、この指針の相当規定によ
りされた決定とみなす。

4 この指針の施行の際現に閲覧に供されていた審議会等の会議資料又は会議録の県民情
報センターにおける閲覧については、第8条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例
による。

（附属機関等設置運営要綱の一部改正）

5 附属機関等設置運営要綱（平成3年2月26日施行）の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

（会議の公開）

第11条 附属機関等の会議の公開は、審議会等の会議の公開等に関する指針（平成2
0年2月5日）に定めるところにより行うものとする。

（情報公開の総合的な推進に関する要綱の一部改正）

6 情報公開の総合的な推進に関する要綱（平成12年3月17日制定）の一部を次のよ
うに改正する。

第3条第1項第1号中「長期計画」を「総合計画」に改め、同項第3号を次のように
改める。

三 附属機関等設置運営要綱（平成3年2月26日施行）第1条に規定する附属機関
等の会議結果、会議資料又は会議録

第3条第2項中「情報の公表は、前項各号に掲げる事項について」を「前項第1号、
第2号、第4号又は第5号に掲げる事項の公表は、」に改め、同項第5号中「インターネ
ット」を「ホームページ」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 第1項第3号に掲げる事項の公表は、別に定めるところにより行うものとする。

第7条を次のように改める。

（県民情報センターにおける閲覧期間）

第7条 県民情報センターにおける閲覧期間は、原則として、情報の公表又は提供を開
始したときから1年とする。

第8条第1項を次のように改める。

実施機関は、この要綱の規定に基づき県民に公表し、又は提供した情報について、
別記様式による一覧表を作成し、ホームページへの掲載によりこれを公表するものとし
る。

附 則

この指針は、平成21年2月26日から施行する。

附 則

この指針は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和2年4月1日から施行する。